

こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和6年度 第3号

(2024年11月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

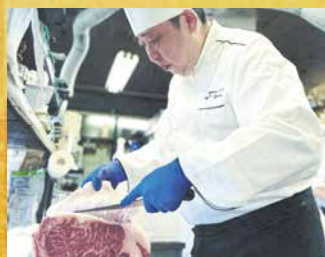
土佐の匠

令和6年度「土佐の匠」認定について



高知県では、技能後継者の意欲の一層の向上と、技能を尊重する社会の実現を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しており、令和6年度は次の5名の方を認定しました。

小川 清広さん
(高知市)
【西洋料理】



「土佐の匠」認定証書交付式



黒川 輝雄さん
(南国市)
【石灰製造】



「土佐の匠」認定証書交付式



下村 勇成さん
(檜原町)
【金属加工】



「土佐の匠」認定証書交付式



高塚 和史さん
(高知市)
【日本料理】



「土佐の匠」認定証書交付式



筒井 秀和さん
(高知市)
【特殊基礎杭施工】



「土佐の匠」認定証書交付式



左から小川さん、黒川さん、井上副知事、下村さん、高塚さん、筒井さん

育児・介護休業法が改正されます!!

令和7年4月1日以降順次施行

育児・介護休業法の改正ポイント

- ① 子の看護休暇の対象の範囲が拡大されます
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます
- ③ 子の看護休暇・介護休暇の取得できる労働者が緩和されます
- ④ 育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化されます
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます
- ⑥ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります
- ⑦ 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務となります
- ⑧ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

詳細はこちら▼



高知県 最低賃金

令和6年
10月9日から
時間額

前年比
55円
UP

952円

最低賃金とは、働くすべての人に
賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
高知労働局または
最寄りの
労働基準監督署へ



高知労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を
掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

社会保険の適用拡大について

労務
改善

Q&A

Q

令和6年10月から社会保険の適用が拡大されたと聞きましたが、どのような内容ですか。

A

一定の要件を満たすパート・アルバイト等のうち、従業員数51人以上100人以下の企業で働く方が新たに社会保険の加入対象となりました。

パート・アルバイト等の短時間労働者の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入については、令和2年の法律改正(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律)により、対象となる適用事業所の企業規模要件が段階的に引き下げられてきました。令和6年10月からは、次の要件を満たす短時間労働者のうち、従業員数51人以上100人以下の企業で働く方が新たに加入対象となりました。

- 1 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。
契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みませんが、契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2か月連続で20時間以上となり、なお引き続きと見込まれるときは、3か月目から保険加入となります。
- 2 所定内賃金が月額8.8万円以上であること。
基本給及び諸手当を指します。残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。
- 3 2か月を超える雇用期間の見込みがあること。
- 4 学生でないこと。ただし、休学中の方や夜間学生の方は加入対象となります。

対象となる短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届を日本年金機構へ提出する必要があります。

適用拡大に伴い、短時間労働者の労働時間を延長した場合等に申請できる助成金(キャリアアップ助成金)の制度などもあります。助成金を活用するには、取組を開始する日の前日までに管轄の労働局に計画書を提出する必要がありますので、ご留意ください。

(参考) 日本年金機構(短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大)
<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.html>



キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



高知県労働委員会

〒780-0850
高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談
ください!

TEL 088-821-4645